

議事日程（第3日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第22号 北方町商店街開発信用保証条例の一部を改正する条例制定について
(町長提出)
- 第3 議案第23号 平成24年度北方町一般会計補正予算（第2号）を定めるについて
(町長提出)
- 第4 議案第24号 平成24年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めるについて
(町長提出)
- 第5 議案第25号 平成24年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについて
(町長提出)
- 第6 協議第6号 本巢消防事務組合理約の変更について (町長提出)
- 第7 認定第1号 平成23年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 第8 認定第2号 平成23年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(町長提出)
- 第9 認定第3号 平成23年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(町長提出)
- 第10 認定第4号 平成23年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(町長提出)
- 第11 認定第5号 平成23年度北方町上水道事業会計決算の認定について (町長提出)
- 第12 請願第6号 原子力規制委員会に対して、敦賀原発1号機、美浜原発1・2号機の40年廃
炉の厳格適用を求める請願書について (総務教育常任委員長報告)
- 第13 請願第7号 所得税法第56条の廃止をもとめる請願書について
(総務教育常任委員長報告)
- 第14 発議第5号 乳幼児医療費助成事業の拡大に関する決議について (議員提出)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで

(追加日程)

- 第1 発議第6号 原子力規制委員会に対して、敦賀原発1号機、美浜原発1・2号機の40年
廃止規定の厳格適用を求める意見書について (議員提出)

出席議員 (10名)

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之

5番 安藤浩孝
7番 立川良一
9番 井野勝巳

6番 伊藤経雄
8番 戸部哲哉
10番 日比玲子

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	野崎眞司
教育長	宮川浩兵	総務課長	村木俊文
都市環境農政課 技術調整監	坂口雅紀	住民保険課長	豊田晃
上下水道課長	山田忠義	福祉健康課長	北村孝則
収納課長	西口清敏	教育課長	渡辺雅尚
都市環境農政課長	奥村英人	税務課長	林賢二
会計室長	山中真澄	総務課危機管理 防災担当課長	安藤好邦
監査委員	森敏幸		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	有里弘幸	議会書記	木野村幸子
議会書記	大野将康		

○議長（戸部哲哉君） それでは皆さん、おはようございます。

今定例会もいよいよ本日が最終日ということになりました。

あしたからは47年ぶりという清流国体も始まるわけでございますけれども、若干台風が向きを変えて、どうも30日、1日あたりに岐阜県のほうにも影響が及ぼしそうで大変危惧をしておりますけれども、議員の皆さんもそれぞれ思いの中で国体を迎えられることと思っておりますけれども、ぜひ観戦もしていただけたらなあと思います。そういうことで、あしたは私と町長と開会式の出席に呼ばれておりますので行ってまいります。

それでは、会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第3回北方町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸部哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において7番 立川良一君及び9番 井野勝巳君を指名します。

日程第2 議案第22号

○議長（戸部哲哉君） 日程第2、議案第22号 北方町商店街開発信用保証条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第22号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第23号

○議長（戸部哲哉君） 日程第3、議案第23号 平成24年度北方町一般会計補正予算（第2号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 10ページの農業費のところですが、北方のライスセンターというのは農協のものであったと私は思っているんですけども、これはずっと以前に多分建設されて、町もかんでいたのかどうかよくわかりませんが、その経過、なぜお金をライスセンターの償還金として払わなきゃいけないのか、その辺についてちょっと詳しく説明してください。

○議長（戸部哲哉君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） ライスセンターにつきましてはJAの持ち物でありまして、建設当初にJAに対して国・県・町より補助金を出して建設されております。それが耐用年数前に取り壊されることによりまして、国・県・町への補助金返還が参ります。歳入のほうを見ていただくとわかりますが、6ページになりますが、過年度収入で、繰り出す分については全部JAより補助金として返還されますので、返還されたお金を国・県へお支払いするお金となっております。町のほうからの持ち出しというのはございません。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 今答弁いただきましたけど、歳入の過年度収入で入ってくるわけですけど、その差額が30万ぐらいあるんですか。そういうのはどうなるんですかね。

○議長（戸部哲哉君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 差額につきましては、町の補助金を出しておりますので、町の雑入として入ってまいります。そのまま町費として残ります、町の収入として。支出については、県へ返す分と国へ返す分だけで、残りのお金につきましては全額町の歳入となります。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） そのライスセンターをつくるときには、国・県・町でトンネルみたいにしてお金が来たわけですね。何年度につくられたのか。そして耐用年数がまだ来てないということですけど、結構もう何十年にもなるんじゃないかなと思いますけど、その建設年月日と耐用年数で返還しなくちゃいけない額をお知らせください。

○議長（戸部哲哉君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 建設年度につきましては、昭和58年の2月でございます。補助金返還額としまして、ライスセンター分といたしまして、国庫補助金が766万4,926円、県費といたしまして676万60円、市町村費としまして229万9,370円、それとバラ出荷施設といたしまして、バラ出荷の建設年次が平成12年の5月でございます。その部分として、国への補助金返還としまして27万95円、市町村費としまして13万5,045円がJAのほうから返還されております。

耐用年数につきましては、ライスセンターのほうは35年、バラ出荷施設のほうは8年となっております。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 討論省略の声がありますので、これから議案第23号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第24号

○議長（戸部哲哉君） 日程第4、議案第24号 平成24年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第24号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第25号

○議長（戸部哲哉君） 日程第5、議案第25号 平成24年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第25号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第6 協議第6号

○議長（戸部哲哉君） 日程第6、協議第6号 本巢消防事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから協議第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、協議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第7 認定第1号から日程第10 認定第4号まで

○議長（戸部哲哉君） 日程第7、認定第1号 平成23年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第10、認定第4号 平成23年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

代表監査委員から決算審査の意見を求めます。

監査委員。

○監査委員（森 敏幸君） 意見書を提出しておりますので、意見書に基づいて御報告をさせていただきます。

平成23年度北方町一般会計、あと特別会計、すなわち国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、そのほか各基金運用状況について、去る7月26日から8月3日まで、伊藤経雄監査委員とともに決算審査をさせていただきました。

審査の方法につきましては、ただいま申し上げました各会計の決算書類の正確性を検証するために、会計帳簿を証書類との確認・照合、並びに関係職員の皆さんからの説明に基づきまして実施をいたしました。

審査の結果ですが、平成23年度各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、並びに財産に関する調書と関係書類とを照合審査した結果、いずれも関係法令に準拠し作成されておりました、その計数は正確で適正なものと認めました。

また、各基金の運営状況、これを示す書類の計数についても関係書類と符合しており、適正であるということで認めました。

以上、報告をいたしますが、少し意見を付しておりますので述べさせていただきますと、第5に決算の概要、これは各会計別ごとに科目の増減及び分析を行いましたことをそれぞれここに書いております。そして最後にむすびとして、特に去年に引き続き申し上げさせていただいておりますが、特にこの23年度につきましては、一般会計につきましてはほぼ50億ちょっとの決算額でございましたんですが、ほぼ横ばいという感じでしたが、初めて前年を下回ったと、こういう事項がありました。これが(1)番。

そして(2)番目は実質収支ですが、これも昨年から純計決算、すなわち特別会計とか一般会計ごとの繰り入れ、繰り出しのことについて、差し引きをして計算させていただいておりますが、どうしても特別会計のほうが実質赤字になる。そして、特に申し上げたいのは下水道、下水道についてはこの何年間、3億前後の一般会計からの持ち出しがあります。これはさらに申し上げますと、上水とは違って減価償却しておりませんから、平成7年ごろですから十四、五年たちます

が、減価償却をまだ見てない。約17億の設備投資をしておりますが、償却していないにもかかわらずそれだけの一般会計からの出費があるということで、少しその辺のところを歳出面において見直していただいたらさらに財政はよくなるんじゃないかと、こんな気がしております。

(3)については、自主財源が落ち込んだということでございます。これは、この20年度に国から町への税源移譲がございましたが、そのときには60.06%であったのが今年度は50.86、約10%減となっております。どちらにしても、これは経済が停滞して税収が減少しているということもありましょうが、引き続き町税の収納率の改善というのが必要じゃないかということでございます。

4番目は、これは特に今社会関心事項になっております電力料金ですが、特に電力は各会計相当ふえているんじゃないかということで見させていただきました。昨年の7月ですか、電力料金というのは燃料費の調整額、これは今まではマイナスになっておったのが今どんとふえてプラスになったりして、そしてさらに省エネの発電促進付加金等が付加されておまして、約2割方上がっておる。したがって、各会計ともいろいろ見せてもらいましたら、やはり2割伸びているところもあるし、それ以下のところもありましたが、引き続きそういうことも着目して運営に当たっていただいたらありがたいかと、こう思っております。

最後ですが、ずっとこの経常経費、私どもは経常収支比率と申し上げておりますが、すなわち経常費が歳入に対してどのくらい占めているかというところで、84.1%から89.9%、基準は大体75%と言われておりますから、かなり当町はそれを上回っているということは財政が硬直化している。こういうところでなかなか新しい施策が出てこないということで、さらに経常経費の見直し、削減の努力が必要であろうということをコメントさせていただいております。

以上、意見として5点ほど述べさせていただきましたが、御参考になればということで、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（戸部哲哉君） 提案理由の説明が終わっておりますので、認定第1号 平成23年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 15ページの町税のところですが、不納欠損は昨年に続いて半分ぐらいにずっと落としてあるわけですけど、収入未済額というのは昨年の決算とそれほど変わらない。収納課のほうで一生懸命されていると思うんですけど、なぜこういう状態が起きているのか。それから、収納課の仕事としてどういうことを今この決算でやられているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 西口収納課長。

○収納課長（西口清敏君） 不納欠損額、今年度は確かに昨年に比べてかなり額は減っております。これにつきましては、先ほどの監査委員さんの意見書の7ページを見てもらえれば非常にわかりやすい表になっているかと思います。7ページの一番下になるわけですけど、ここに過去5年間の不納欠損状況という形で、23年度については合計しまして508万というような数字になってお

りまして、22年度は2,100万と、このような額から大幅に減っている。これについては滞納繰越額に対して何割ぐらいという形で出る数字ではございません。あくまでも個別要件的に、この508万というものも大きく約6割は数名の方です。3名の方でもう6割ぐらいを占めている。というのは、いわゆる亡くなって相続放棄、このような個別要因が非常に大きなもので欠損というような形があらわれます。あくまでも消滅時効といたしまして、5年ほかっておいたから自然に時効になると。そのような形で時効を迎えるものというのは全て、収納課ができて3年、ほぼ滞納額については内容的には精査しているつもりです。十分に調査等を行いまして、取れないものは落とすと、取れるものについてはしっかり徴収するというような形で行っております。やはり3年たちまして、1年目より今現在のほうが、申しわけございませんけど、かなり厳しい徴収というものは、職員がやはり研修とか経験を積んでおりますので、非常にそのあたり、滞納処分については厳しくなってきたのが現実かと思っております。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） わからないんでもないんですけども、これはあるところであったことですけども、通帳とか、年金とか給料が入ると押さえてしまって、それがたくさんあり過ぎて押さえられて、生活自体が何ともならない状態はつくってないですか。

○議長（戸部哲哉君） 西口収納課長。

○収納課長（西口清敏君） 今の質問はちょっと理解しにくいんですが、全額預金を押さえて生活ができない、そのようなお話でしょうか。

○10番（日比玲子君） それでいいです。

○収納課長（西口清敏君） どの基準でそういう形をとられるかというのと、滞納者の方があくまでも非常に納付に対して消極的といいますか、町のほうにも一向に見えない、払う意思が非常に少ない。そういう方については、以前のように訪問で集金なんていうことはしておりません。こちらへ来てもらって、その事情を話してもらえばそのような考慮はします。しかし、全く私のほうで徴収に行っても、そういう呼び出しをかけたとしても一切応じられない、そういう方については、当然そういう会社のほう、いつ給料が入り、年金がいつ幾ら入る、そういう調査はできますので、そういうものに対してそれなりの滞納額に応じた差し押さえというものは実施しております。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

井野君。

○9番（井野勝巳君） 15ページですけど、上段のほうに還付未済額というのが8,300円ずつ3項目あるんですが、その額は入ってきてないと思うんですが、そのままですか、また翌年度に入ってくるんですか。

○議長（戸部哲哉君） 林税務課長。

○税務課長（林 賢二君） 還付未済額の8,300円につきましては、既にこれは収入としてカウントしている分でございます。これについては逆にこの方が年金特徴から収入を得ておりましたけれども、亡くなって還付しなければならないお金で、相続人が決定されていないものですから

その方にお返しができなかつたものですから、この8,300円、還付未済という形で残っています。もう既に、この8,300円については新年度分で還付が済んでおります。

○9番（井野勝巳君） 今未済額はわかつたんですが、歳入のほうで入っておつたんであれっと思って聞いたんですが、歳出のほうになるんですか。歳出では置かないんですか。払つたのに。

○議長（戸部哲哉君） 林税務課長。

○税務課長（林 賢二君） 24年度に入った収入でありまして、これは24年度分として還付しなければならないお金ということで、手続上このところで還付をする予定額ということで、還付できなかったということで記入をさせていただいているだけでありまして、最終的には次の年度の24年度のお金で返させていただきます。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） ちょっとお尋ねしたいんですけども、忘れていましたけれども、こまきギャラリーというところがあって、駐輪駐車場にたしか月5万円くらい、私がかつて監査やっていたときに払っていたような記憶があるんですけど、あそこほとんど使っていないんですけど、今これどこに上げてあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 先ほどのギャラリーこまきの駐輪場のあれは、私どもが町民の方からお借りをしておる案件でございます。日比議員おっしゃるとおり、月額ちょっとぬきんでた金額で非常に目立つということで、実は再三、特に監査委員からも御指摘がございまして、当家の方にお話ししまして、今年度をもってお返しするという事になっておりますので、これは支出のほうの関係でございますが、そういう形で今進めておるところです。たまたま契約の中に、解除を申し出る場合は半年前にとということがございましたので、今年度中にはお話はしております。来年の4月以降からはお返しするという形で今進めておるところです。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 私はこの予算にも反対した経過がありますので、認定第1号の一般会計歳入歳出決算に反対をいたしたいと思います。

まず歳入の町税は3,000万円の減額補正し、また不納欠損は半分に今現在減っているわけですが、しかし収入未済額は余り前年と変わらないと思っています。収納課で努力されているからこういう結果が出ているとは思いますが。先ほど聞きましたけれども、町税として入らないのは、景気が非常に悪くなったり、あるいは労働者派遣法で切り捨てられていて、本当に貧富の差がこの北方町においても大きいのではないかと思われていますので、そういうところにこういった税金の滞納とかがあると思います。

それから利子割交付金ですが、わずかな預貯金から20%引かれるわけですが、その少しが町に入ってきますが、こんなのはなしにしてほしいと思っています。

それから株式譲渡割ですが、これは本則20%本来取るべきですが、この北方町においても10%で延長をしてくれていますので、まさにこういったものは優遇税制そのものだと考えています。

そして歳出の分ですが、子ども手当の問題ですが、中学生の子ども手当は全額国負担ですが、ゼロ歳から小学校卒業するまでは国・県・町という形で案分されてお金を払うわけですが、こんなのはもう政権が変わったわけですので、国が全部払うべきだということを思います。

そして23年度の予算の説明の中で、自然と文化と歴史、人間が住むに値するのには、町の究極は公園都市ということが書かれています。しかし、北方町を見ると、持ち家が半分、借家も半分ぐらいというのが現実ですが、先ほども言いましたけれども、ハード的なものは確かに目に見えていいかもしれませんが、もっと本当に貧困のところにも少しはソフト的なものにも目を向けてほしいと思います。

そして、この4年間で基金をふやし、起債償還もやられているわけですが、財政の健全化は、先ほど監査委員の報告でありましたけど、経常収支比率というのはかつて90%ぐらい、もう10%しか余裕がないぐらいの財政であったのが、下がってきているとはいえ、90%が85.3%になっているものの、まだ財政の硬直化というのは厳しいと言わなければならないと思います。

そして、財政力指数もかつて0.68くらいだと私はずっと思っていましたら、これを見る限り0.646、この財政力指数も落ちてきているわけです。やっぱりその辺はなぜかということきちっと問うことが必要ではないかと思っています。

そして款別では、全体を100としたときの教育費は9.7%、土木費は11.6%。かつて土建国家と言われていましたけれども、こんな狭いところで土木費がたくさんを占めているということではなくて、やっぱり将来を担う子供たちが安心して学校に行けるためには、教育費は土木費よりも多いほうがいいのではないかということを思っていますので、そういうことで反対したいと思います。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

〔「議長」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） 先ほどの質問ですけれども、全く勘違いしておった質問ですので取り消しをしてほしいんですが、申しわけないんですが、できたら。

○議長（戸部哲哉君） よろしいですかね、皆さん。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） そんならこの中で了承ということで取り消しを。

これから認定第1号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[起立8名]

○議長（戸部哲哉君） 起立多数です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

認定第2号 平成23年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） まず住民保険課長にお尋ねをしたいと思いますが、保険税は県下で何番目ぐらいに位置をしているのか、医療費は岐阜県下でどのぐらいの位置を占めているのか、まずそのことです。お願いします。

○議長（戸部哲哉君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） 今お尋ねの医療費につきましては、平成22年度が県下の数字が直近でありますので、それで申し上げますと、1人当たりの医療費につきましては県下第24位というような状況であります。それから地域差数というのがその中にあるわけですが、これにつきましては、いわゆる年齢構成につきましては、医療費を若い人がたくさん使うということになりますと当然高年齢の方についてはもっと使うというようなことがありますので、各市町村の年齢構成を調整したというものがありますが、これについては県下第1位であります。

次に保険料であります。これは平成23年度の実績ということですが、現在岐阜県では第8位の1人当たりの調定額になります。岐阜地区の9市町、当然岐阜市を中心としたところが比較的高いということになりますが、岐阜地区の9市町の中では北方町第3位というのが実績であります。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 今答弁いただきましたけど、町長にお尋ねをしたいと思いますが、なぜこんなに北方町の保険税は高く医療費が少ないのか、どう考えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 何遍も繰り返してお答えをしておりますけれども、国保税を算定する基礎計算の方法が、北方町のような都心部については、不利というのは適当ではありませんけれども、簡単に言うと不利な計算ができるような計算システムになっているんです。どんだけ努力したって、こういう計算方式をとる以上は北方町のようなところは高くなる、こういう説明しかできんわけですね。昔のようにわかりやすく、医療費をたくさん使ったら保険料にそれがストレートにはね返ってくるというシステムでは今なくなっておるわけですね。全市町村で案分をして、簡単に言ったら年齢構成が高いところへの若い層のところが高いところへプールをされるというシステム計算になっていますんで、これは計算上は非常に説明が難しいんで、厚生労働省の偉い頭のいい人がつくった計算式ですので、個別に説明をさせていただかなきゃこの場では説明がちょっ

としにくいんですけど、そういう計算式になっておりますので、この計算式を改めない限り、北方町はいつまでも高い保険料を支払うことになっていくというふうに思っています。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 今の答弁は国民健康保険税についてですか。私は後期高齢者かと思って聞いていたんです。国保税のことです。それでいいんですね。

○町長（室戸英夫君） 国保税のことです。

○議長（戸部哲哉君） 立川君。

○7番（立川良一君） 豊田課長にちょっとお尋ねしたいんですけども、北方町の国民健康保険税の収納率というのが87%台でずっと推移をしていたんですね。県下の平均が88%からちょっと悪いというような状況の中で、去年は92.1%、平成22年、それが23年度下がり始めたというか、一過性のものなのか継続的に下がっていくのかわかりませんが、現場で現年度分の徴収に当たられて、何が原因で下がったのかなというね。飛躍的に伸びた87%、87.2とか87.1から92.1に上がったのが、今度91.2と下がったという、どんなふうにとめておられますか。

○議長（戸部哲哉君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） 確におっしゃいますとおり、平成22年度につきましては県下平均、また全国平均よりも高い92%を超えておるという収納率となりました。今回は残念ながら91.98でしたかね。92%を若干切ったというような状況だったわけですが、この原因は実は住民の方の所得が下がったのが一番大きな要因だというふうに思っています。といいますのは、平成22年度の賦課につきましては、平成21年分の所得に対して課税してくるということになりますね。平成23年度につきましては課税は平成22年分の所得に対して課税したということでしたが、実際中身を見ますと、各その年度の差につきましては、残念ながら平成20年の所得は、今申しました収納率よりもはるかに所得が下がったということでありまして、恐らく前年と同様の体制で取っていきましても、もともとの住民の方の単位が下がったということでしたので、ほかっておけばもっと下がったなという私の個人的な意見でありまして、何とか踏みとどまったという思いであります。

もう1点は、今現年のお話をされましたが、滞納者につきましては若干収納が上がったということとして、結果的に現年・滞納を合わせた収納額そのものの絶対額は600万ほどふえたということとして、トータル的には下がったというよりもむしろ上がったというふうに考えております。以上です。

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 認定第2号の平成23年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算に反対をしたいと思います。

この決算書は、応能・応益の割合はほぼ3年間据え置かれていますが、税の最高限度額は昨年

で73万円であったのが、今回は医療費分が1万円、後期高齢者支援分として1万円、介護納付金として2万円プラスされて、最高限度額は77万円になっています。町でこの限度額を払う人は100人ぐらいということですが、この100人以上はそうかもしれませんが、ここにちょっと低い人は大変ではないかと考えています。

なぜ77万にしたかということですと説明がされているわけですが、これは協会けんぽ、県一本になりましたけれども、協会けんぽの最高限度額が82万円ということで、これに近づけて中間層を何とか緩和しようという狙いがあったそうではありますが、果たしてそうなっているのかということにはちょっと疑問に思います。

そして、この北方町の国保加入者の基準総所得は1人当たり59万円とのことであります。かつて国保ができたころは、農業や自営業者がほとんどであったわけですが、今やそういう方たちは2割ぐらい、あとは年金者や無職の方、あるいはまた派遣労働で働いている人たちが8割を占める、大きくさま変わりをしてきているのではないかと考えているわけでありです。そして北方町の法定減免は、2割の人が323世帯、5割は162世帯、7割が726世帯、全部で法定減免を受けていらっしゃる方は1,211世帯で、国保の加入者は2,930世帯で約3分の1ぐらいということになります。全世帯の約41%は、こうした2割・5割・7割の軽減を受けている世帯でもあるわけですが、短期証は397世帯、資格証明書は41世帯で438世帯、これは15%になります。徴収率はかつて87ぐらいで推移をしてきたのですが、昨年とことしも90%を超えているということで、大変職員の方が努力されているのではないかと考えています。地域指数は県下で第1位、保険税が高くて医療費も高ければそうかと思いますが、先ほど課長の話ですと、保険税は県下で8番目、医療費は24番目ということで、これはそういう理由にはならないのではないかと考えています。いかに国民健康保険税が高いかということになるのではないかと考えています。

そして、メタボリック・シンドロームということで、加入者の特定健診率は31.4%で、きのうの一般質問でしましたけれども、本当に高くはなってきていますが、疾病予防に関しては、この決算書で見ると限りわずか75万3,000円です。私は、病気を早期発見したり、早期治療すれば、国保の会計は改善されて国保税を下げることが可能だと考えているわけですが、また、短期証や資格証明書を発行されているわけですが、これは疾病の重症化につながって、かえって国保財政を圧迫するのではないかと考えています。

国庫負担はかつて50%近くあったわけですが、今や34%になっていますので、これをもとに戻すことはとても大事だと考えています。そして、健診率を高めて予防医療を徹底することだと考えているわけですが、いつも来るのは、国保は相互扶助であるということが書かれていますが、相互扶助は旧国保であって、今や社会保障の見地からこの国民健康保険税が成り立っているというふうに考えています。以上です。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立8名〕

○議長（戸部哲哉君） 起立多数です。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

認定第3号 平成23年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） この認定第3号の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書ですが、これに反対をしたいと思います。

この制度は、かつては老人福祉法のもとで1972年から老人医療保険は無料になって、10年後、国がお金を出せないということでこういった有料化ということになったわけですが、今の政権はこの制度廃止を掲げながら今もってこれが存続をしています。そして、75歳以上になれば、今まで入っていた医療保険から一人になって突き放されてしまいます。そして保険料も支払うこととなりますが、高齢者という理由で若者とは違う、例えば注射をするに当たっても医療体制も別で行われているわけであります。この制度ができたころは、高齢者をうば捨て山だとか言っていたわけですが、今は定着しているような感じを受けるわけですが、本当にこれでいいのかということ。日本の経済をずっと支えてきた人たちをこういう形でしてしまうのは、とても私は残念に思いますが、この制度をもとの状態に戻すことと、それから75歳以上になってもお金の心配もなくて安心して医療にかかれるようにしてほしい、その願いを込めて討論にしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立8名〕

○議長（戸部哲哉君） 起立多数です。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

認定第4号 平成23年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 3ページですが、不納欠損のところで質問したいと思いますが、これは北方町では上水を検針をして幾らというふうで下水料金を決めているわけですが、この上水と下水の不納欠損額は私は同じではいけないのではないかと思うんですけど、これは違う数字が上がっていますけどどうですか。

○議長（戸部哲哉君） 山田上下水道課長。

○上下水道課長（山田忠義君） 上水と下水では全然料金が違いますので、当然下水道料金の分は高くなります。基本的には、不納欠損は5年を過ぎた町外転出者、そして死亡者というような取れない方をやっておりますが、料金が違うもんで当然金額も違います。

○議長（戸部哲哉君） 立川君。

○7番（立川良一君） ちょっと課長にお尋ねしたいんですけども、下水の接続率78%という、北方はみんなが承知しているとおり大変借家の多い町でありますけれども、49%ぐらいかな。半々という中で、なかなかアパートの方の協力とか理解が得られないと。例えば新築をされるアパートなんかには下水を引いてもらう、接続してもらうような強制力はないんでしょうけれども、そういう指導というのはなされているのか。何か全然伸びてこないという、限界まで来ているのかなと。78というのはもうちょっと伸びるんじゃないかなという認識をしていますので、その辺はどんなふうにも、例えば目標値とかね。

○議長（戸部哲哉君） 山田上下水道課長。

○上下水道課長（山田忠義君） 新築というよりも、北方町では下水道以外で建築することはできない状態ですから、新築は全て下水道完備で、伸びない理由といたしましては、昔からのアパートとか、要は老人世帯になると、私の世代でもそんなくみ取りでいいんやとか、そのままでいいんやという考え方があるもんで、もう浄化槽が壊れたりとかいうのは、年間で今アパートは1軒、2軒つながる程度です、既存のアパートにつながるのは。あと一般世帯では20世帯とかそういう世帯ぐらいはつながっていく状態で今上がっていつている状態です。

ですから、とりあえずアパートの所有者には2年に1遍ぐらい、つないでくださいという啓蒙はしておるんですけど、今の現状としてはやっぱり年間0.2~0.3%ずつふえていくのが現状だと思います。

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 討論省略の声がありますので、これから認定第4号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

日程第11 認定第5号

○議長（戸部哲哉君） 日程第11、認定第5号 平成23年度北方町上水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

代表監査委員から決算審査の意見を求めます。

監査委員。

○監査委員（森 敏幸君） それでは平成23年度北方町上水道事業会計決算審査について御報告を申し上げます。

去る6月29日、伊藤経雄委員とともに2人で審査をさせていただきました。

審査は、平成23年度北方町上水道事業会計決算報告書、並びに財務諸表等における計数が正確にこの事業の経営成績及び財政状態を表示しているかを検証させていただきました。これは、会計帳簿、証書類との確認・照合、関係職員の説明に基づきまして実施したものでございます。その結果、審査に付された決算書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、上水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。報告は以上でございます。

あとは決算の概要、先ほど申しましたように増減及び分析をしまして意見書として付させていただきます。

それで、最後にむすびとして掲げておりますが、上水道事業につきましては収益もほぼ安定し、若干減っているような気がしますが、これは今の節水とかいろんな状況でやむを得ない事情かなと。ただ言えることは、今まで設備投資は余りしていない、要するに支出がないから。したがって、健全なる運営で、経営成績、財政状態は比較的良好だと、こういうふうにならざるを得てきております。しかし、この事業も約40年を経過してございまして、たまたま下水とは違いまして償却はしております。償却はしておりますが、やはり配水管の老朽化というのは相当進んでいるんじゃないか。いつも問題にしているのは、有収率がいつも低いということで、漏水があるのじゃないかと常に懸念をしておりますが、いずれにしても配水管はもう40年もたっていて相当、地下に埋まっておるわけですからなかなかわかりませんが、順次取りかえをしていかないかんんじゃないかと。そういうときにはかなりの費用がかかるんじゃないかなということで、その辺のところを意見として申し上げさせていただきます。以上でございます。

○議長（戸部哲哉君） 提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

井野君。

○9番（井野勝巳君） 今監査のほうからの御意見がありました。配管が非常に古くなってきているとは思いますが。その中で、特に漏水箇所が何カ所も出たんですけれども、道路の上まで噴き上げてきておるところは四、五カ所見て、上下水道課のほうへ電話させてもらったことがありますが、去年漏水はどのくらい出たの。

○議長（戸部哲哉君） 山田上下水道課長。

○上下水道課長（山田忠義君） 漏水箇所といたしましては81カ所程度で、金額として900万ほど修繕に使っております。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） 漏水した量はどれくらい出たのと聞いたの。場所も場所ですけどね。

○上下水道課長（山田忠義君） 量というのと。

○9番（井野勝巳君） 収納に対して漏水している分といつも言っておるがね。どんだけ漏れたの

か。そのことや。

○議長（戸部哲哉君） 山田上下水道課長。

○上下水道課長（山田忠義君） 先ほども申しましたように、決算の中にありますように、60.1%ということで、水量で言いますと年間地下からくみ上げたのが296万トンで、それからお金になった水量が178万トンということで、それを割り算しますと60.1%になっている。ですから、漏水としては40%ということです。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） 40%の漏水というのは非常に大きいところへ入ってきておると思うんですね。今監査のほうからも指摘があったように、各市町村においてもこの管の取りかえをどんどんしていくわけですね。それでうちのほうもこんだけ漏れておってはいかんし、一軒僕の知り合いのうちも漏水があって調査をしてもらったと。ところが、漏水はしているんだけどメーターのほう動かないということで、メーターのほうには差し支えがなかったと。それがまた宅地内で漏水をしているんですが、なかなか箇所も見つからないままで今当分の間いたと。そしたら、私がこの間聞いたら、知らん間にとまっていたということもあるんですね。漏水というのは、漏水検査をあなた方は時々しておるんですが、昨年も漏水検査はしたと思うんですが。

○議長（戸部哲哉君） 山田上下水道課長。

○上下水道課長（山田忠義君） 23年度は漏水調査はしておりません。今年度行いまして、55カ所見つかりまして、順次今直しております。もうすぐ、あと一、二週間で全部直るかと考えています。ただ、先ほど申しましたように、ことしの有収率が60.1%となりましたのは、1カ所本管が漏水していたことによって急に上がったものでありますので、その部分についてはもう補修が終わっておりますので、昨年並みの78.6ぐらいは今年度行くのではないかと考えております。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） 本管から漏れるということはよっぽどのことですので、ですから、管の取りかえなんか各市町やっています。うちの場合はどういう管を今上水で使ってるか知りませんが、前の石綿管なんか使っておる市町では、ほとんど取りかえをしておるという状況なんで、うちの場合はそれはしなくてもいいの。それだけお尋ねします。

○議長（戸部哲哉君） 山田上下水道課長。

○上下水道課長（山田忠義君） 北方町には石綿管はもうございませぬので、去年から徐々に、ほんのわずかでございますが、老朽管を布設がえしております。これは舗装との関係もございませぬので、舗装の悪いところと古いところが重なり合ったところから順次やっていきたいと考えております。

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 討論省略の声がありますので、これから認定第5号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

ここで休憩をとりたいと思います。

再開の時間を10時50分としますのでよろしくお願ひします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

日程第12 請願第6号

○議長（戸部哲哉君） 日程第12、請願第6号 原子力規制委員会に対して、敦賀原発1号機、美浜原発1・2号機の40年廃炉の厳格適用を求める請願書についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員長 立川君。

○総務教育常任委員長（立川良一君） それでは、議長の命によりまして、総務教育常任委員会の報告をいたします。

請願審査報告書。本委員会に付託されました請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第89条第1項の規定により報告をいたします。

付託年月日、平成24年9月24日。

件名、原子力規制委員会に対して、敦賀原発1号機、美浜原発1・2号機の40年廃炉の厳格適用を求める請願書。

審査の結果、平成24年9月24日に委員会を開会し、審査の結果、採択すべきものと決しました。終わります。

○議長（戸部哲哉君） 委員長報告に対する質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 討論を省略します。

これから請願第6号を採決をします。

請願第6号に対する委員長報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、請願第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。ただいま立川良一君ほか4名から、発議第6号 原子力規制委員会に対して、敦賀原発1号機、美浜原発1・2号機の40年廃止規定の厳格適用を求める意見書についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号 原子力規制委員会に対して、敦賀原発1号機、美浜原発1・2号機の40年廃止規定の厳格適用を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第6号

○議長（戸部哲哉君） 追加日程第1、発議第6号 原子力規制委員会に対して、敦賀原発1号機、美浜原発1・2号機の40年廃止規定の厳格適用を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務教育常任委員長 立川君。

○総務教育常任委員長（立川良一君） 議長の命を受けまして報告をいたします。

原子力規制委員会に対して、敦賀原発1号機、美浜原発1・2号機の40年廃止規定の厳格適用を求める意見書について。

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により別紙意見書を提出をいたします。

平成24年9月28日提出、北方町議会議員 立川良一、日比玲子、戸部哲哉、安藤哲雄、杉本真由美。

原子力規制委員会に対して、敦賀原発1号機、美浜原発1・2号機の40年廃止規定の厳格適用を求める意見書（案）。

ことし3月3日に「さよなら原発・ぎふ」が美浜原発から2キロ離れた水晶浜から風船を1,000個飛ばした風向き調査の結果は、1,000個のうち99個の風船が発見され、そのうち82個が岐阜県内で発見されるというものでありました。事故が起きた際には、北方町はもとより、岐阜県内全域で放射線物質の降下が予測されます。気象条件次第では、両原発から役場まで約70キロの距離にある北方町では、全町民避難の可能性もあります。

福島第一原発事故では、放射性物質の多くが洋上に流れました。平成23年3月14日17時50分に南東400キロ離れた洋上で毎時231.100マイクロシーベルト（平成23年福島第一・第二原発発電所事故について）と、極めて高い放射線が確認されております。福井の原発で福島原発事故のような放射線物質放出事故があると、大半の放射性物質が内陸に向かって流れます。この点が福島第一原発事故との大きな違いであります。

一方、平成24年6月20日、参議院本会議にて原子力規制委員会設置法が成立し、3カ月以内に

施行されることとなりました。この法は、昨年3月11日に起きた福島第一原発の事故を教訓に、二度と原子力災害を起こさないことを目指して制定されました。この法律では、原発の運転可能期間を40年と定めています。

現在、国内で最も古い原発は敦賀原発1号機、美浜原発1号機（建設から42年が経過）、美浜原発2号機（建設から40年）の3つであります。新たに制定された法の精神にのっとり、例外規定を求めず、敦賀原発1号機、美浜原発1・2号機に対して、建設から40年で廃止する規定の厳格適用を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年9月28日、岐阜県北方町議会。提出先、内閣総理大臣、環境大臣、原子力規制委員長。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声があります。

お諮りします。意見書案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第13 請願第7号

○議長（戸部哲哉君） 日程第13、請願第7号 所得税法第56条の廃止をもとめる請願書についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員長 立川君。

○総務教育常任委員長（立川良一君） それでは議長の命によりまして、総務教育常任委員会から報告をいたします。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第89条第1項の規定により報告をいたします。

付託年月日、平成24年9月24日。

件名、所得税法第56条の廃止をもとめる請願書。

審査の結果、平成24年9月24日に委員会を開会し、審査の結果、不採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（戸部哲哉君） 委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 私は、紹介議員になっていることもありますので、賛成する立場で討論をしたいと思います。

所得税法は56条は、白色申告とあって、家族労働というのが認められていませんが、じゃあ青色にしたらどうかという意見があって、青色では86万でしたか、そういうふうになぜかな所得でもお金に入れることができるわけですが、白色を選んだ場合には何にも、家族労働はゼロとみなされる。そしてまた、妻が働いている小さな零細企業になるわけですけれども、そういうことに対して女性の差別とか、そういうものも含まれているということで、56条を廃止してほしいという願いを持っています。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時02分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

これから請願第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第7号に対する委員長報告は不採択です。請願第7号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立1名]

○議長（戸部哲哉君） 起立少数です。したがって、請願第7号は不採択とすることに決定をしました。

日程第14 発議第5号

○議長（戸部哲哉君） 日程第14、発議第5号 乳幼児医療費助成事業の拡大に関する決議についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。安藤哲雄君。

○2番（安藤哲雄君） 発議第5号 乳幼児医療費助成事業の拡大に関する決議について。

会議規則第14条の規定により別紙決議を提出する。

平成24年9月28日提出、提出者、北方町議会議員 安藤哲雄、賛成者、北方町議会議員 伊藤経雄。

乳幼児医療費助成事業の拡大に関する決議。

北方町においても、少子化対策・子育て支援策としてさまざまな施策が講じられ、教育費の負担軽減が図られているが、子供の医療費助成事業に関してはおこなわれているのではないのでしょうか。

児童期までの年代は病気にかかりやすく、またアトピー性皮膚炎・小児ぜんそくなど長期の療養を要する病気も増加しており、早期発見及び治療の継続を確保する上で医療費助成事業は極めて重要な役割を担っている。

一方、県下42市町村においての子供の医療費助成事業の実施状況は、高校卒業までが2市、中学校卒業までが36市町村、小学6年までが3市となっており、北方町だけが小学校就学前までという現状で、他市町村との格差が生じている。

少子高齢化、人口減少社会の中、生活の便利さを求めて子育て世代を中心に住みよいまちを求めて人の移動が始まり、都市間競争になっている。

その中で、子供の医療費助成事業の充実度合いが大きな物差しとなっており、他市町村と比較して大きくバランスを欠いているので、格差を埋めるべきものと思う。この医療費助成事業は単なる福祉的要素だけでなく、少子化対策や子育て環境整備につながる社会政策の一つであり、子育て世代の活力ある地域づくり、定住者の呼び込みを目指す未来への投資である。

よって、乳幼児医療費助成事業の拡大を求めます。

小学校就学前までの助成を義務教育終了までの医療費無料化の拡大を要望する。

平成24年9月28日、岐阜県北方町議会。提出先、北方町長 室戸英夫様。

○議長（戸部哲哉君） 質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声があります。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

以上で本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

○町長（室戸英夫君） それでは、一言御礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

平成24年の9月定例会におきましては、私どもが提案をさせていただきました議案につきまして、全議案提案どおり御決定をいただくことができました。御協力をいただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。

いよいよ季節が激しく変わる時節になってまいりましたので、議員各位の皆さん方の御健勝を心からお祈りをして、お礼の御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（戸部哲哉君） 本定例会に付された事件は全て終了しました。

平成24年第3回北方町議会定例会を閉会します。どうも御苦労さまでした。

閉会 午前11時09分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成24年 9月28日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員